

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
「デジタル人材育成・就労支援事業業務委託審査委員会」設置要綱

(設置)

第1条 デジタル人材育成・就労支援事業業務を行わせる者を選定するにあたり、適切かつ公正な審査を行うため、デジタル人材育成・就労支援事業業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関する企画提案書の審査
- (2) 業務委託先の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 審査委員会は、別紙名簿に記載された者をもって構成する。

- 2 審査委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、産業政策部産業人材課長とする。
- 4 委員長は、会務を総括する。

(会議)

第4条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、事務局による持ち回りによる審査を実施することができる。

(事務局)

第5条 審査委員会の事務局は、産業政策部産業人材課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、令和7年7月30日から施行し、委託契約日をもって廃止する。

【別紙】

所 属	職 名	氏 名	備 考
山梨県産業政策部 産業人材課	課 長	大森 恵子	委員長
山梨県産業政策部 産業政策課	課 長	古屋 幸一	
山梨県新価値・地域創造推進局 D X 課	課 長	堀内 由加子	
合同会社クラウドデザイン研究所	代 表	進藤 聡	
法律または会計の専門家	弁 護 士	關本 喜文	